第６号様式（その２）（第２５条第３項）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  （住所）  （氏名）　　　　　　　　　　様  山武郡市広域行政組合  管理者  資 料 提 出 命 令 書  製造所等の設置場所  製造所等の別  貯蔵所・取扱所の区分  設置許可年月日及び許可番号  火災予防のため必要があると認めるので、上記対象物に係る下記の資料を、  　　　　年　　月　　日までに山武郡市広域行政組合　　　　　　　へ提出す  るよう消防法第１６条の５の規定により命令します。  記  教示  １　この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  ２　この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３　理由なく資料の提出をせず又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第４４条により処罰されることがあります。 |